輪島市長

23歳未満の子等に係る申立書

　住まいの再建に当たり、次に掲げる者は当該事由にあるため、わじま住まい再建支援事業補助金交付要綱第3条第1項第4号ただし書きの規定に該当します。

|  |
| --- |
| ◎要綱第3条第1項第4号ただし書きに該当する者  ・第9条に規定する交付申請の日の属する年度の末日において満年齢が23歳未満の者で、支援事業の認定を受けた被災世帯員による監護を受け、かつ、これと生計を同じくするもの  ・第9条に規定する交付申請の日の属する年度の末日において満年齢が23歳未満の者で、支援事業の認定を受けた被災世帯員による監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生活費の相当部分の負担を受けているもの |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名(ふりがな) | 生年月日 | 住所 | 該当事由 |
| 1 |  | H・R　　.　　. |  |  |
|  |
| 2 |  | H・R　　.　　. |  |  |
|  |
| 3 |  | H・R　　.　　. |  |  |
|  |
| 4 |  | H・R　　.　　. |  |  |
|  |

　　　年　　月　　日

（申立人）

　住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　(自署)